

# 経 工 会 会 則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、経工会と称する。

(本部)

第2条 本会の本部は、会長宅に置く。また、事務局は、金沢工業大学校友会事務局内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに金沢工業大学情報フロンティア学部情報マネジメント学科又は情報学部情報経営学科の発展に協力し、かつ、工業技術の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の発行
- (2) 会報の発刊
- (3) 会員相互の連繫共助と親睦のための行事
- (4) 母校に在籍する学生の学修及び学生生活の助成
- (5) その他、本会の目的達成のため必要とする事業

## 第3章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 金沢工業大学の工学部経営工学科、経営情報工学科若しくは情報フロンティア学部情報マネジメント学科若しくは情報学部情報経営学科を卒業した者又はこれらの学科に設置された専攻科若しくは大学院工学研究科経営工学専攻の課程を修了した者
- (2) 準会員 かつて前号に掲げる学科等（専攻科及び大学院を含む。以下同じ。）の学生として在籍した者で、正会員3名以上の推薦により幹事会で承認されたもの
- (3) 特別会員 在職、退職にかかわらず、学科等において研究指導を担当した教員  
(除名)

第6条 会員にして本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反するような行為のあったときは、幹事会において総会に諮りこれを除名することができる。

## 第4章 役 員

(役員構成)

第7条 本会に次の役員を置く。

- |     |         |
|-----|---------|
| 会 長 | 1名      |
| 副会長 | 1名から3名  |
| 幹事長 | 1名      |
| 幹 事 | 5名から15名 |
| 会 計 | 1名      |
| 監 事 | 1名から2名  |

2 前項に掲げる役員のほか、本会の円滑な運営を期するため、卒業年次ごとに若干名の各期幹事を置雲のとする。

(役員選出)

第8条 役員選出は次の方法による。

- (1) 会長及び副会長は幹事により互選し、総会の承認を得て決する。
- (2) 幹事長は幹事のうちから会長が指名し、幹事会の同意を得た者とする。
- (3) 幹事は各期幹事のうちから幹事会において選出する。
- (4) 会計及び監事は総会において選出する。

(役員任期)

第9条 役員の任期は次の総会までの3年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了の後でも後任の役員が選出されるまでは、なお、その職務を行う。

- 2 役員に欠員を生じたときは、必要により補充を行う。
- 3 補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 補充する役員の選出は、会長の指名により幹事会の同意を得て行われる。  
(名誉会長、顧問及び相談役)

第10条 本会に名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長となることができる者は、現に第3条に定める学科の長に相当する職にある教員とする。
- 3 顧問となることができる者は、名誉会長であったもののうち本会に特に功労があったものとする。
- 4 相談役となることができる者は、会長の職にあった者のうち本会に特に功労があったものとする。
- 5 名誉会長、顧問及び相談役は、本会の運営について会長の諮問に応え、また、幹事会に出席して意見を述べることができる。
- 6 名誉会長、顧問及び相談役は、会長が推薦する者を幹事会の同意を得て会長が委嘱する。  
(役員の職務)

第11条 役員の職務を次のとおり定める。

- (1) 会長は、本会を代表し業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- (3) 幹事は、幹事会を組織して本会の運営に当たる。
- (4) 会計は、本会の経理、財産の管理に当たるほか、幹事会に出席して意見を述べるができる。
- (5) 監事は会計の監査を行う。

## 第5章 会議

(幹事会)

第12条 本会の事業を適切に運営するため本会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、毎年1回以上会長が招集してこれを行う。ただし、幹事会の必要を生じたときはその都度これを行う。
- 3 幹事会の議長は、幹事長が当たる。
- 4 幹事会の議決は、別に定めるもののほか、出席幹事の過半数以上の同意を必要とし、可否同数のときは議長の決するところによる。  
(総会)

第13条 通常、総会は毎3年に開催される。

- 2 必要あるときは、その議件を示して臨時総会を開くことができる。  
(総会の付議事項)

第14条 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告に関する事項
- (2) 収支決算、予算に関する事項
- (3) 幹事会において総会で決することが相当と決定した事項
- (4) その他必要と認めた事項  
(総会の成立並びに議長)

第15条 総会の成立は、出席者で協議し過半数の正会員の出席が至難と認めるときは、出席者のみで成立せしむることができる。

- 2 総会の議長は、その出席者の正会員の中よりその都度互選によってこれを定める。  
(総会の議決)

第16条 総会の議事は、会則に別段の定めがある場合を除き出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第17条 総会の議事は、議事録を作成しこれを保存する。

## 第6章 会計

(会計)

第18条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

## 第7章 こぶし会

### (こぶし会との連携)

第20条 本会はこぶし会と密接な連携を保ち、双方の発展に協力し合うものとする。

## 第8章 雑 則

### (会則の変更)

第21条 会則の変更は、会長が幹事会に諮り総会で決する。ただし、やむを得ない事由により急ぎ変更すべき必要が生じたときは、会長の判断に基づき幹事会において専決できるものとする。

## 附 則

- 1 この会則は、昭和55年11月2日から施行する。
- 2 昭和58年11月13日より改正施行する。
- 3 平成5年5月29日より改正施行する。
- 4 平成9年8月2日より改正施行する。
- 5 この会則は、平成12年6月24日より改正施行する。ただし、第3条中の経営工学科又は経営情報工学科は平成16年4月より経営情報工学科と読み替える。
- 6 この会則は、平成18年7月22日開催の総会において改正し、即日施行する。ただし、第3条中の金沢工業大学工学部経営情報工学科又は情報フロンティア学部情報マネジメント学科は、経営情報工学科が廃止となったときから金沢工業大学情報フロンティア学部情報マネジメント学科と読み替える。
- 7 この会則は、平成20年4月1日から改正施行する。ただし、改正前の第3条は、金沢工業大学工学部経営情報工学科が存続する間においてなお効力を有する。
- 8 この会則は、平成21年7月25日開催の総会において改正し、即日施行する。